

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年4月11日（諮問第121号）

答申日：令和5年11月24日（答申第101号）

事件名：「多目的屋内施設関連市場調査の成果物及び支払いに関する文書」の一部
公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設関連市場調査の成果物及び支払いに関する文書」に係る一部公開決定については、別紙2記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の概要

1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年8月24日付け公文書公開請求書で、「「多目的屋内施設関連市場調査（予算上は「多目的屋内施設検討調査委託料）」に関する以下一切の文書・記録（※メールなど電磁的記録を含む） ・委託事業者から提出された成果物の全て ・委託事業者への検収・支払いに関する一切の文書・記録（費用明細なども含む）」の公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和4年9月7日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 処分庁は、「多目的屋内施設関連市場調査 中間報告書」「多目的屋内施設関連市場調査 報告書」「第1回～第8回及びweb 打合議事録」「請求書や支出命令書等の支払関係書類」を対象文書として特定し、原処分を行った。

- (4) 処分庁は、「多目的屋内施設関連市場調査 中間報告書」「多目的屋内施設関連市場調査 報告書」を全部公開とし、「第1回～第8回及びweb 打合議事録」「請求書や支出命令書等の支払関係書類」については、別紙1の「非公開とした部分」を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号に該当（個人情報及び事業活動情報の保護のため、並びに今後予定される多目的屋内施設整備事業に係る公正な競争に影響を及ぼす可能性があるため。）」と記載されている。
- (5) 審査請求人は、令和4年12月6日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

2 対象文書についての補足

- (1) 豊橋市は、総合体育館の老朽化や過密化への対応、魅力あるまちづくりへの寄与、防災活動拠点としての活用などの点から、多目的利用が可能な新たな屋内施設について検討を進めており、令和4年1月より事業化の可能性を調査・整理する「多目的屋内施設関連市場調査」（以下「本件調査」という。）を実施していた。
- (2) 本件調査は、東三河地域における市場に着目し、多目的利用が可能な施設整備・運営の実績を有する事業者やプロスポーツ・コンサートを企画・運営するプロモーター等の民間事業者等に対してヒアリングを行い、市場性を調査し、興行などの需要規模の把握、建設候補地の検討、事業方式の検討、収支予測シミュレーション等の事業化可能性について整理することを目的として行われた。
- (3) 対象文書は、市と、市から本件調査の業務委託を受けた受託事業者との打合せ議事録等及び本件調査の委託契約に係る支払関係書類である。
- (4) 豊橋市は、令和4年9月に、市のホームページ上で、本件調査の結果をまとめた「多目的屋内施設関連市場調査報告書」（以下「報告書」という。）を

公開した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和4年12月6日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年3月31日付けで提出した反論書並びに令和5年7月14日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和4年9月7日付け4豊多第整第44号で公文書一部公開決定を行った。条例第6条第1項第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを非公開とする判断に不服はないが、それ以外の情報は、同項第2号又は第7号に該当しないため、原処分は取り消されるべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 本件調査は、市が公金で実施した調査であって、契約書及び仕様書には、成果品に係る一切の権利は発注者である市に帰属するとの記載もあるから、業務として市が取得した情報は、市に帰属する。そして、成果品に記載されている情報を公開するかを決定する権利も市に帰属する。したがって、委託事業者は公開されてもやむを得ないと判断して、成果物を市に提出したと考えるべきである。
- (2) 委託事業者は本件調査の主体ではあるが、本件調査の対象ではないため、法人の正当な利益を害する情報は含まれていないか、含まれていたとしても軽微である。処分庁は、非公開部分が公開されることで、公正な競争が阻害されると主張するが、むしろ公開されることで、公正な競争となる。公開されないと、業務について一部事業者のみが情報を知って有利になる等、不正

な取扱いとなるおそれがある。

- (3) 条例第6条第1項第7号の「市の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」については、支障の程度が名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断されるべきである。本件調査の業務内容は、調査業務であって、要求水準書や仕様書の策定業務ではない。市の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は含まれていないか、含まれていたとしても軽微である。
- (4) 非公開とされた部分には、報告書で公開されている部分が含まれている。第三者に公開した文書が、非公開理由に該当することはないため、公開すべきである。
- (5) 審査請求人は、別に行った公文書公開請求において、本調査で市が取得したヒアリング議事録や個別アンケート結果等の文書の一部公開を受けた。原処分ではこれらの文書が対象文書に含まれていないため、他にも示されていない対象文書が存在しているはずである。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 本件調査の委託業務は、アリーナの建設候補地の選定や事業手法等の検討にあたり、委託事業者のこれまで積み重ねてきた知見や手法を活用しながら進めたもので、法人の事業活動に関する情報が含まれていることから、当該部分は条例第6条第1項第2号に該当するため、非公開とした。
- (2) 非公開とした部分には、今後の多目的屋内施設整備事業の入札公告等の事業スケジュールや、事業者からの提案内容といった未決定の内容が含まれていることから、これらの情報が公になることで、誤解や憶測を招き、事業の推進に影響を及ぼす可能性があり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があることから、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。

(3) 非公開とされた部分に、報告書で公開されている部分が含まれているとしても、議事録やヒアリング記録の中では、まだ検討段階の部分であり、検討過程が公開されることで誤った認識を与えてしまうおそれがあり、事業者の参画機会の損失につながるおそれがあることから、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。

(4) 審査請求人が、別に行った公文書公開請求において一部公開を受けた文書についても、原処分に関する公文書公開請求において改めて公開を請求しているかが明らかではなかったため、原処分において対象文書に含めなかった。このことにより、直ちに、対象公文書の全てが示されていないということにはならない。

2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。また、対象文書以外に請求対象文書は存在せず、請求対象文書の特定に誤りはない。したがって、処分庁は、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月11日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和5年7月14日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議
- ⑤ 令和5年10月23日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 総論

審査請求人は、条例第6条第1項第1号により非公開とした部分については、不服はないとのことであるから、以下、原処分が非公開とした箇所につき、条例第6条第2号又は第7号に該当するかを検討する。

2 条例第6条第1項第2号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。
- (2) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

3 条例第6条第1項第2号又は第7号の該当性について

(1) アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものと考えられる。そのため、ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触したり、接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られなかったりするおそれがある。

また、ヒアリング対象者は、今後アリーナの計画や事業に参画する可能性を有することから、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、他社との関係や他事業との兼ね合いにより、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがある。

そして、ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、ヒアリング対象者の名称や、事業内容等のヒアリング対象者を特定することができる記載は、公開することにより、受託事業者やヒアリング対象者の正当な利益を害するおそれがあり、又は、市の行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(2) 対象文書には、ヒアリング対象者の選定、アリーナの建設候補地の検討、報告書の作成に関し、選定、調査及び検討の結果だけではなく、選定、調査及び検討の過程に関する情報も記載されている。選定、調査及び検討の過程

は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではない。そのため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがある。そして、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

この点、審査請求人も主張するように、本件について本審査会で審議した時点では、本件調査は終了しているが、本件調査は、アリーナ建設に係る計画や事業の一部であり、施設の建設や運営に関する事業は今後も長らく続くことから、本件調査に係る委託業務だけではなく、今後行われる事業をも念頭に置いて、市の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを、判断する必要がある。

したがって、ヒアリング対象者の選定やアリーナの建設候補地の検討についての本件調査の過程に関する記載は、公開することにより、市の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第6条第1項第7号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (3) 対象文書のうち、請求書や支出命令書等の支払関係書類には、金融機関名等の、受託事業者が金銭の振込先として市に債権者登録している振込先口座に関する情報が記載されている。これらの情報は、受託事業者の経理に関する情報であって、公にされることにより、口座を悪用されるおそれ等、受託事業者の正当な利益を害するおそれがある。また、支払関係書類には、受託事業者の代表者印の印影も記載されている。代表者印は、契約締結等の権利義務を発生させる場合に利用されるものであり、その印影が公にされることにより、偽造される等して、受託事業者の正当な利益を害するおそれがある。

る。

したがって、これらの情報は、公開することにより、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

4 条例第6条第1項第2号又は第7号に該当しない部分について

(1) しかし、市と受託事業者の打合せ内容に関しては、ヒアリング対象者の名称や、名称を特定することができる事項が非公開とされるのであれば、調査の一般的な進め方に関する内容に関する部分については、記載の文意を離れた推測を招き、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

(2) したがって、調査の一般的な進め方に関する内容に関する部分等を、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとして、非公開とした処分庁の判断は妥当ではなく、当該部分は公開されるべきである。

5 対象文書の特定について

(1) 審査請求人は、別に行った公文書公開請求において、本調査で市が取得したヒアリング議事録や個別アンケート結果等の文書の一部公開を受けたが、原処分ではこれらの文書が対象文書に含まれていないため、他にも示されていない対象文書が存在するはずであると主張する。

(2) しかし、審査請求人が、以前に行った別の公文書公開請求で公開された文書を、原処分に関する公文書公開請求において改めて公開するよう請求する意思を有していたとしても、本件においては、そのような審査請求人の意思を、公文書公開請求書の記載から直ちに読み取れるわけではない。そのため、処分庁が、第4の1(4)のように考え、原処分を行ったとしても、不自然ではない。したがって、審査請求人が上記のような意思を有し、原処分において公開された文書には脱漏があると認識していたとしても、そのことから

直ちに、原処分に係る対象文書以外に対象文書が存在することを伺わせるわけではない。そして、他に、対象文書に含まれる文書が存在する可能性を伺わせる具体的な事実は認められない。

したがって、本件において、処分庁による対象文書の特定に誤りがあると認めることはできない。

6 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとは認められず、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙2記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享 委員 河邊伸泰 委員 見目喜重

(別紙1)

ア：「第1回～第8回及びweb打合議事録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
全ての打合議事録	・受託事業者の担当者氏名
第1回(前半) 令和4年1月20日 14:00～14:30 開催分	1. 本業務に関する豊橋市の考え方
第1回(後半) 令和4年1月20日 14:30～15:40 開催分	1. 業務計画(案) (市場調査) (建設候補地の検討) (事業化可能性調査) (庁内検討会議の支援) (その他)
web打合 令和4年2月3日 15:00～16:00 開催分	1. ヒアリング調査について (ヒアリング対象者について) (ヒアリング方法について) (スケジュールについて) (ヒアリング時の提示資料について) (ヒアリング項目について) 2. 今後について
第2回 令和4年2月17日 16:00～17:00 開催分	1. 市場調査 2. 候補地要件の検討 3. その他
第3回 令和4年3月31日 10:15～11:45 開催分	1. 市場調査 2. 事業手法の検討について

第4回 令和4年4月22日 10:00～11:45 開催分	1. 事業手法の検討 2. 事業収支予測についての検討 3. 候補地選定について
第5回 令和4年5月2日 16:30～17:00 開催分	1. (項目名非公開)
第6回 令和4年5月9日 9:00～9:30 開催分	1. (項目名非公開) 2. 中間報告書について 3. ヒアリングのアポ取り状況について
第7回 令和4年6月8日 13:30～14:30 開催分	1. 最終報告書について 2. 今後について
第8回 令和4年6月17日 9:30～10:30 開催分	1. 最終報告書について

イ：「請求書や支出命令書等の支払関係書類」

対象文書の詳細	非公開とした部分
支出命令書	債権者欄の「金融機関名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人」の各記載
請求書	代表者印の印影、銀行口座に係る「金融機関名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人」の各記載
委託業務完了報告書	代表者印の印影

(別紙2) 条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するため非公開とする部分
 以下、「非公開とした理由」欄において、「法人の正当な利益を害するおそれがあるため」を①「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」を②として記載する。

ア：「第1回～第8回及びweb 打合議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
第1回（前半） 令和4年1月20日 14：00～14：30 開催分	①②	ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
「1. 本業務に関する豊橋市の考え方」の1つ目の➤の1行目の句点の次の文字から3行目1つ目の読点まで、2つ目から4つ目までの➤の記載並びに1つ目及び2つ目の◇の記載		

<p>第1回（後半） 令和4年1月20日 14：30～15：40 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 業務計画（案）」の（市場調査）の1つ目の・の読点の次の文字から1行目行末まで、2つ目から7つ目までの➤の記載及び◇の記載並びに（建設候補地の検討）の3つ目の➤の記載</p>		<p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>Web 打合せ 令和4年2月3日 15：00～16：00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者の選定、調査及</p>

<p>「1. ヒアリング調査について」の（ヒアリング対象者について）の2つ目の・の記載及び2つ目の➤から17個目の・までの記載全て</p>		<p>び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>第2回 令和4年2月17日 16:00～17:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性が</p>

<p>「1. 市場調査」の4つ目、5つ目及び20個目の・の記載並びに19個目の・の文頭から2行目1つ目の読点まで</p> <p>「2. 候補地要件の検討」の2つ目及び3つ目の・の記載、8つ目の・の文頭から2行目行末まで並びに1つ目➤の記載</p>		<p>ある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>第3回 令和4年3月31日 10:15～11:45 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 市場調査」の3つ目の・の記載、2つ目の➤の2行目の読点の次の文字から3行目文末まで</p>		<p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者</p>

		<p>が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>第7回 令和4年6月8日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>②</p>	<p>報告書の作成について、調査等の過程に関する情報が記載されており、調査などの過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「1. 最終報告書について」の1つ目から6つ目まで、8つ目及び10個目の・の記載、1つ目、2つ目、5つ目から7つ目まで、9つ目及び14個目の➤の記載並びに2つ目の◇の記載</p>		

<p>第8回 令和4年6月17日 9:30~10:30 開催分</p>	<p>②</p>	<p>報告書の作成について、調査等の過程に関する情報が記載されており、調査などの過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「1. 最終報告書について」の1つ目の・の記載、2つ目及び4つ目の◇の記載並びに2つ目の➤の記載</p>		

イ：「請求書や支出命令書等の支払関係書類」

非公開とした部分	非公開とした理由	
支出命令書	①	受託事業者が市に債権者登録している金融機関の名称並びに振込先口座の預金種別、口座番号及び口座名義人名は、受託事業者の経理に関する情報であって、公にされることにより、口座を悪用される等して、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため
債権者欄の「金融機関名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人」の各記載		
請求書	①	受託事業者の代表者印の印影は、契約締結等の権利義務を発生させる場合に利用されるものであり、公にされることにより、偽造される等して、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため
代表者印の印影、銀行口座に係る「金融機関名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人」の各記載		受託事業者が市に債権者登録している金融機関の名称並びに振込先口座の預金種別、口座番号及び口座名義人名は、受託事業者の経理に関する情報であって、公にされることにより、口座を悪用される等して、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため

委託業務完了報告書	①	受託事業者の代表者印の印影は、契約締結等の権利義務を発生させる場合に利用されるものであり、公にされることにより、偽造される等して、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため
代表者印の印影		

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。また、上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。

行末は当該行の最後の文字を指し、文末は当該文章の最後の文字を指す。「文末から○文字目」等の記載においては、行末又は文末も一文字と数える。